

女性に優しくない トラブル

Trouble that doesn't gallant to ladies

弁護士・山田森一

Profile: 山田森一(やまだもりかず)。第一東京弁護士会に所属する現役の弁護士。法律に関する書籍や、政治、経済、人生読本など著書多数。現在は、北の丸総合法律事務所にて籍を置き民事を中心に活躍する。

第41回:「ゴミ屋敷」

こんにちは、先生。先生のコラムをいつも楽しみにしています。早速ですが、近所の迷惑なおじいさんのことで相談です。このおじいさんの家は、近所でゴミ屋敷と呼ばれています。本当に汚いんです。それに、とても臭くて始末におえません。「片づけてください」とお願いしても「うるさい!」って逆に怒られてしまいます。そこで、勝手に片づけようものなら、「ワシの物をどうするつもりじゃ」と文句が返ってきます。困り果てた私達は、市役所に相談に行きましたが、一向に変わりません。この場合、どうしたらいいのでしょうか?
(広島県の困り切った主婦)



大変ですね。ゴミ屋敷は社会問題化して久しいです。これは、家主が溜め込んだゴミを、自分ではゴミと思っていないところが問題なのです。家主は、自らゴミを捨てたり放棄しない限り、そのゴミに対して所有権を持っているのです。従って、ゴミを、他人が勝手に捨てるのは、所有権の侵害になります。

家主が、ゴミをゴミと思っていなければ、他人が勝手に処理できない。

では、その「ゴミ屋敷」によって周辺住民が迷惑をかけられても、何もできないかということ、そこではありません。日照権や騒音、また大気汚染といった近隣問題で、その原因を作った人に対し、損害賠償請求や差止め請求が行われますね。正に、これと同じことができます。理論上は民事訴訟です。ゴミの異臭等による不法行為があったとして、損害賠償請求(民法709条)を行い、汚臭の原因となっている「ゴミ」の撤去等を申し立てます。実際には、その汚臭の程度や

一旦は改善されたとしても、再発も起こりえます。そんな

信頼関係を作り、話し合うのも1つの方法。

廃棄物処理法でも、国民は建物等を清潔にし、廃棄物を自ら処分するよう努めようとうたっていますが、直接「ゴミを自宅に溜め込んではいけません」とは明記されていません。

るといってごっこで、完全な解決には程遠くなります。



本当に困りものです。つい先日、奈良で「ゴミ屋敷」の主が逮捕されましたが、これは道路交通法違反によるものでした。椅子などの家財道具を敷地からはみ出させて、

「ゴミ屋敷」の家主の多くは、孤独な独居老人が多いそうです。ですから、まず信頼関係を築き、じっくり話すす中で、最終的に「ゴミ」問題を解決するというのも1つの方法です。

その原因、周辺住民の受忍限度、また、景観の状況等を証明していくことがかなり難しいからです。しかも、個人で訴訟を行うには、費用や時間も取られるし、労力も必要になってきます。そこで、いくつかの自治体は、近隣に迷惑をかける「ゴミ屋敷」の解消を目指し、各自治体が条例を制定し、立入調査や強制撤去が可能になるようにしています。既に、東京都の足立区や荒川区等で制定されましたし、大阪市でも、条例制定に取り組んでいます。この条例によれば、家主に自治体が説得、指導を行い、解決しない場合、第三者による審査会の許可を得て、行政代執行法に基づく強制撤去を行うこととなります。撤去の費用等は、各自治体が負担するようです。では、これで万々歳かといつて、そこではありません。



イラスト/ふじや奈央

山田先生に聞いてみたい!!

法律に関する質問や疑問を受けつけます。編集部「山田森一先生の女性に優しくないトラブル」係までお送りください。